

土木行政叢書「道路編」を一讀して

大 篠 生

予は土木行政に關しては何等の知識もなく、經驗もなく殆んど門外漢であるが、曩日斯界の權威田中好氏に依つて土木行政叢書が編輯公刊せらるることを耳にし、多大の興味を以て其の刊行の日を待つたのである。言ふまでもなく田中氏は今日政治家として衆議院議員なるも曾ては數十年間内務省土木局に在りて親しく土木行政の實務に従ひ而かも其の蘊蓄せる學識と習熟せる實務處理力とを以て昭和七年頃高等土木工學全集十八冊を、輯し次て自治行政叢書十八冊をも編輯して世の賞讃を博したることは今更_ニ新らしく言を費すの要なきことであるが、今次復土木行政叢書十二冊を編輯し、漸次之を刊行せんとする。乃ち田中氏は、「土木行政の目標は土木の施設を通じて社會生活の安寧を

保持し國利民福を増進するのであるが、其の施設たるや概ね巨額の費用を要し一度之を施設するや容易に變革を許さざる性質を有するが故に、之が施設計畫に方つては社會の現状と將來とに稽へ、又施設物自身の經濟的價値を判斷し、極めて慎重な調査と綿密な研究とを有するのである、之を國家の目的に指導するものは一に土木行政の任務である」と叢書刊行の辭を述べ而かも我國土木行政研鑽の結果を中華民國に移入し以て日滿支プロック經濟の建設に貢獻する所あらんと企圖たることをも明示して居る、實に編輯者の抱負が那邊に存するかを窺知するに足る。此企圖に基き其の第一卷として刊行せられたるのが「道路編」である。

「道路編」の執筆者淺香小兵衛氏は約八年間内務屬として土木局道路課に勤務し、後、轉して道路主事兼土木主事として茨城縣に在ること四十年、更らに土木事務官として下關土木出張所に勤務すること一年にして再び内務省土木局道路課に轉じ現に其の職に精進せられつゝあるが田中氏監修の下に日夕勞を惜まずして本書の著述に従はれたとの事である。執筆者自ら著述の眼目を告白して曰く「本叢書刊行の趣旨に則り實務家の便宜に裨益せんことを努めたつもりであるが其の記述は必しも内務省の有權的解釋のみにあらざることをお斷りして置く、また云ふまでもなく道路行政の實績を擧ぐるが爲には朝野を問はず之に缺掌せらるる事務家と技術家とが常に車の兩輪の如く或は又渾然一體となつて初めて其の目的を達成するのである、従つて本書の讀者には之等の兩者を包含するものと認めたので其の要求に應ずべく純技術的のものも採録したのである」と故に何にも素人が彼是れ批判を試み蛇足を加ふるの要を見ないが、試に其の内容を記すと章を分つこと十二、曰く、一

總論、二道路の種類、等級及路線の認定、三道路の管理、四道路に關する費用、五道路の使用、六道路の爲にする公用負擔及公用制限、七道路の供用廢止、八道路行政の監督及罰則、九訴願及訴訟、一〇北海道に於ける道路、一一自動車道、一二道路政策で更らに之を殆んど各章に亘りて節目に細分し道路法を主として關係法令附屬規程は勿論訓令通牒等をも洩さず記載し、敢て純學理に偏依せず又徒らに實際に捕捉せられず、能く兩者の關係を調和し所謂法令の活用を論述して居る、實務者にとりては執務上必須的良師であり、路政研究者にとりては不可缺の好資料であると信ずる。

大正八年道路法發布直後時の土木局長堀田眞氏は地方改良講習會に於て「道路行政」と題して講演せられたが、次の様に結んで居る、「何うしても道路を充分に改良して文明の利器の利用に堪へるやうに作らなければならぬと思ふであります。初めに述べましたやうに道路の豫定地といふやうなことを言はれて満足しては居られないのであります

から、道路の豫定地でなく、是は全く作られたる道路であるといふやうにしたいと思ひます。是をするには今度の道路法は比較的良く出来て居るのでありますして、之を甘く活用すれば都合好くなつて居る云々」と其の後丹羽七郎氏は「道路行政」を、佐上信一氏は「道路法の概要」を、田中好氏は「土木行政」を、武井辨嗣氏は「土木行政要義」を公にせられ、道路改良會に於ては大正十年七月以來道路職員講習會を開くこと九回、路政智能の啓發扶掖に努め、東京市に於てはクーセル、プロンスギツク合著若林榮次郎氏譯「路政論」を刊行せられて居るが、時世は移り國情は變り、現時代の情勢に即應して「路政を處理せんとするには本書は實に割切なる著作である。時代の要求に依り産出したるの著述と謂ふも過當の言ではない。若夫れ時勢の推移に伴ふての道路法規の改正、東亞新秩序の建設、日滿支經濟プロツクの組織に對應する爲の道路網の全面的根本的革新、政治軍事經濟の方面より觀察しての港灣河川との關係、防空航空に對する道路の設備等の如き道路政策に關す

る田中淺香兩氏の意見を速かに公にせられんことを望むは獨り予の望蜀の感のみに止まらざる所であらう。

複雪恠奇な國際關係の下で日支事變を惹起し東亞新秩序の建設といふ使命を負つて居る我等日米國民に取りては世界の變轉極なき動向の認識することが尤も必要である、そこで自分の眼を自分で塞くが如き事があつてはならぬ。

千葉氏に依つて譯された二百年前の獨逸の一詩人の鋭い辛辣な一句をかゝげる

ある處に目のよく見えない裁判官が居た
或る時法廷で宣誓を命ぜられた一人の染物師がやつて來た。

染物師は藍で染つた青い手を擧げた。

その時、裁判官が叫んだ。「呆け者！」手袋をした儘で宣誓する者があるか、手袋をとれ」「いゝえ」と染物師は叫んだ「眼鏡を奪はばつし下さす」